

●活動目的

認知症による行動・心理症状や意思疎通の困難があつて、身体疾患の治療への影響が見込まれる入院患者に対し、専門知識を有する医師・看護師及び多職種が適切に対応をすることで、認知症症状の悪化を予防し、身体疾患の治療を円滑に受けられることを目的とする。

●活動状況

1. 認知症患者のケアに係るカンファレンスを週1回程度実施し、原則診察の上「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」のランクを判断して診療録に記録する。各病棟を巡回し、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況を把握し病棟職員への助言等を行う。

1) 週一回のラウンドおよびカンファレンス

毎週水曜日：A病棟、毎週木曜日：B病棟、西棟

2) 月別の算定延べ件数

令和4年度	前年度月平均件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
認知症ケア加算1 (14日以内) 算定件数	149.4件	113	130	158	120	190	169	185	172	108	112	158	142	1,757	146.4
認知症ケア加算1 (15日以上) 算定件数	185.4件	143	171	175	154	127	281	291	211	116	198	188	239	2,294	191.2
認知症ケア加算1 (14日以内) 身体的拘束実施 件数	74.1件	73	118	62	48	67	66	106	81	46	85	81	78	911	75.9
認知症ケア加算1 (15日以上) 身体的拘束実施 件数	139.1件	87	183	134	109	142	97	185	208	107	116	71	57	1,496	124.7
せん妄ハイリスク 患者ケア加算 (入院中1回) 件数	590.2件	582	591	618	595	595	573	632	595	531	654	578	620	7,164	597.0

【認知症ケア加算1】総合入院体制加算2の施設基準の要件の一つ

イ. 入院日数14日以内 160点/日 患者に関与し始めた日から算定

※ 2020年度より評価体系の見直しが行われ+10点となった

ロ. 入院日数15日以上 30点/日

※ 身体拘束を実施した日は、イ・ロともに所定点数の100分の60相当の点数(減算)

2. 身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書(マニュアル)を作成のうえ、院内の必要な部門に提示して活用させる。認知症ケアの実施状況等を踏まえ、定期的に当該手順書の見直しを行う。

a) 「せん妄の予防と対策について」のパンフレット作成し、入院時に対象者に配布開始した。

3. 認知症患者に関わる職員を対象として、認知症患者のケアに関する研修を定期的実施する。
- 1) 「認知症ケア」についての研修会
2022年6月7日(火)
講師:真邊室長
方法:全体研修
 - 2) 「せん妄ケア」についての研修会
2022年12月6日(火)「せん妄ケア研修」
講師:岸口精神科医師、大口精神看護専門看護師
方法:全体研修
4. 看護部認知症ケア委員会と認知症ケア推進のための合同会議の開催。1回/偶数月